

～新しいお客様のご紹介～

中出練染株式会社

小川商事様からのご紹介で、新しく当事務所のお客様となりました中出練染様は、昭和12年に今の社長のお父様が始められた、織物の精練・染色の会社です。

中出練染さんの主力はモス(モス)という製品です。綿100%でさらしより目が細かく滑らかな風合いで、祭の飾りやはちまき、着物の胴裏などに使われています。海外では製造しておらず、日本で中出練染さんしか製造していないスグレモノです。

広い工場内にはたくさんの大型機械が稼働しておりとても暑いのですが、従業員の方々の暑さに負けずきびきびと動かれている様子が印象的でした。



社長さんです！

中出練染株式会社
〒601-8454 京都市南区唐橋経田町9番地
TEL 075(691)8008

お知り合いに会計事務所をお探しの方がいらっしゃる時は、ぜひご紹介いただきますようお願いいたします。

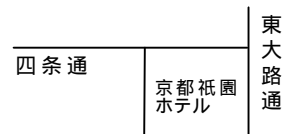


当事務所のお客様である株式会社ぎおん商店様が新しくクレープのお店を6月20日に開店されました。

現在、経営している麺類店のノウハウを生かして、クレープの生地はそば粉とうどん粉(自家製)の二種類から選べ、柔らかく仕上げています。メニューはカスタードやチョコレート、果物と抹茶カスタードを包んだものなど、あっさりした食べやすい味です。オーナー様も『味には自信があります』とおっしゃっています。

アイスクリームクレープもあるので、これからの暑い夏にいかがでしょうか？ 祇園に行かれる時は、是非お立ち寄り下さい。

〒605-0073
京都市東山区祇園町北側279番地
075-561-4397
株式会社ぎおん商店
屋号 **ぎおん家**



事務所職員のつぶやき

～新米主婦が怖がる敵は・・・虫！～

過日、無事に結婚式を終えました。お客様、社長をはじめ、事務所の皆さんに改めて御礼申し上げます。結婚後も挨拶回りに新居の片付けとやるべき事が山積みなまま、あっという間に3ヶ月です。新生活のリズムに少し慣れてきた最近、夫婦に新たな楽しみが増えました。それは家庭菜園です。きっかけはネギ(笑)。使い残しのネギの根を花壇に植えてみたところ、一週間に10cmという成長の早さ。

帰宅すると「見た？伸びてた？」とネギ4本の成長を二人して見ている夫婦はちょっと笑えますね。じゃあ今度は本格的にということで、花より団子？な主人は食べられるトマトや大葉などの野菜を、私はローズマリーやバジル等のハーブや花を育てています。土をいじりながら、思えば実家にいた頃は庭の草取りも手伝う事の無かった私なのに・・・と。でもやっぱり虫だけはコワイ。とくに幼虫！これからの時期は虫も増えるので虫との闘いです。次回は成長日記を書けるよう実が生りますように！

岩本聡子(旧姓：道満)



PROGRESS

プログレス

新納会計事務所・(株)新納経営

第35号

〒604 0031 京都市中京区新町通二条下ル頭町16-1

TEL: 075(231)0335 FAX: 075(231)0473

http://www.shinnou.net/

e-mail: smc-keiei@tkcnf.or.jp

平成21年7月1日発行

PROGRESS(プログレス)とは「進歩」の意。皆様と共に進歩して行きたいという願いを込め発行します。



先送りは何の解決にもならない



所長 新納 賢二

今年も半年が経過した。年始の派遣村の風景に今回の不況の異常さを感じ、ガソリンの暫定税率の廃止と復活に右住左住させられ、新型インフルエンザで京都の観光産業は深刻な被害を受け、我々の生活も少し混乱した。明るさの見えない6ヶ月であった。

景気の底打ち宣言が政府から出されたが、回復の実感は全然ない。その上リーダーシップのない首相を中心とした政治が、明るい展望を示せないまま、ますます混乱に拍車をかけている。

年金改革、公務員改革、道路財源の一般財源化、天下り、税金の無駄使い等、すべての問題が先送りされ、事態はますます難しくこじれている。

誰でも面倒なことは避けたい。だからこうすべきだと分かっている、あるいはやらねばならないことが目に見えていても、難しいことや煩わしいことはついつい後回しにしてしまう。私自身がそうだ。だから偉そうな事は言えないが、なすべきことをなさずして問題が解決することはあり得ない。先送りを重ねていけば、しまいには進退きわまる。そしてその大きなツケは、自分が払わなければならない。

なすべきことに今すぐ取りかかろう。早ければ早いほど、それだけ打つ手が広がるし、やり直しもきく、その中から思わぬ知恵も湧いてきて、困難がチャンスになったり、不可能が可能になったりする。

自分が問題解決の当事者であり責任者である。その事のしっかりした自覚こそ、後回しを防ぐに欠かせない大事な鍵である。

目次：1ページ：所長挨拶「先送りは何の解決にもならない」 3ページ：ご存知ですか「個人住民税」
2ページ：平成21年度の改正点 4ページ：新しいお客様のご紹介 他
付録：雇用保険とは？

A. 政府の「経済危機対策」について

交際費の定額控除限度額を600万円に拡大!

交際費等の損金不算入制度について、資本金1億円以下の法人の定額控除限度額が400万円から600万円に引き上げられ、交際費課税が軽減されることになりました。交際費等については、定額控除限度額に達するまでの金額の90%を損金参入できますから、損金算入できる交際費等支出額は最大で540万円となります。なお、この限度額引き上げは平成21年4月1日以後終了事業年度からの適用となります。

	改正前	改正後
損金不算入額	140万円 1	50万円 2
損金算入額	360万円	450万円

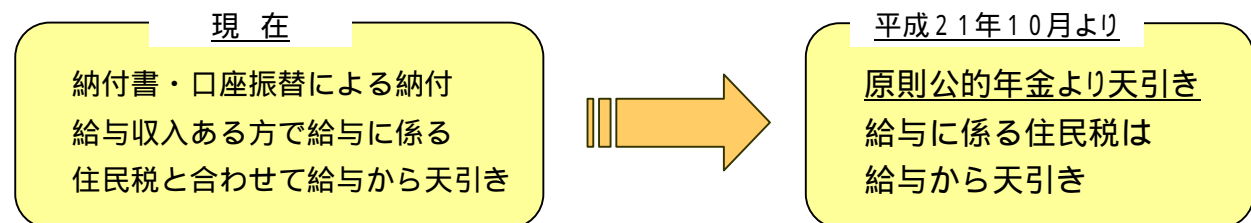
<例> 交際費支出が500万円するとき

- $(400万円 \times 10\%) + (500万円 - 400万円) = 140万円$
- $(500万円 \times 10\%) = 50万円$

B. 平成21年10月支給分から、65歳以上の公的年金を受給されている方の個人住民税の納税方法が変わります!

個人住民税の公的年金からの特別徴収制度が始まります!

地方税法改正に伴い、65歳以上の公的年金を受給されている方で、市・府民税が課税される方の納税方法が、平成21年10月支給分の公的年金から、原則として社会保険庁などの公的年金の支払者が天引き(特別徴収)し、市に納付する方法に変更される事となりました。



対象となる方・対象となる住民税

その年度の4月1日現在、老齢基礎年金等を受給されている65歳以上の方で、公的年金に係る市・府民税が課税される方。ただし、以下のいずれかに該当する方は対象にはなりません。

- 老齢基礎年金等の金額が18万円未満の方
- 特別徴収される税額が老齢基礎年金等の額を超える方
- 介護保険料が年金から天引きされていない方

納付書や口座振替による普通徴収となります

年金から特別徴収される住民税は公的年金に係る所得に関する部分のみで不動産所得、事業所得等に関する部分は普通徴収、または給与からの天引きの方法により納付することとなります。

徴収方法(年税額 平成21年(初年度)40,000円 平成22年43,000円の場合)

21年度	前半(普通徴収)			後半(特別徴収)		
	徴収月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	年税額 × 1 / 4			年税額 × 1 / 6		
		10,000	10,000	6,800	6,600	6,600
22年度	前半(特別徴収)			後半(特別徴収)		
	徴収月	4月	6月	8月	10月	12月
税額	前年度後半 × 1 / 3			(年税額 - 今年度前半) × 1 / 3		
		6,600	6,600	6,600	7,800	7,700

~ 詳しくは当事務所までお気軽にお尋ねください ~

ご存知ですか?

個

人

住

民

税

住民税とは?

住民税は、京都市に納めていただく市民税と京都府へ納めていただく府民税を合わせたものです。税金を負担する能力のある方すべてが均等の税額を納める均等割と、その方の所得に応じて納める所得割を合わせたものです。

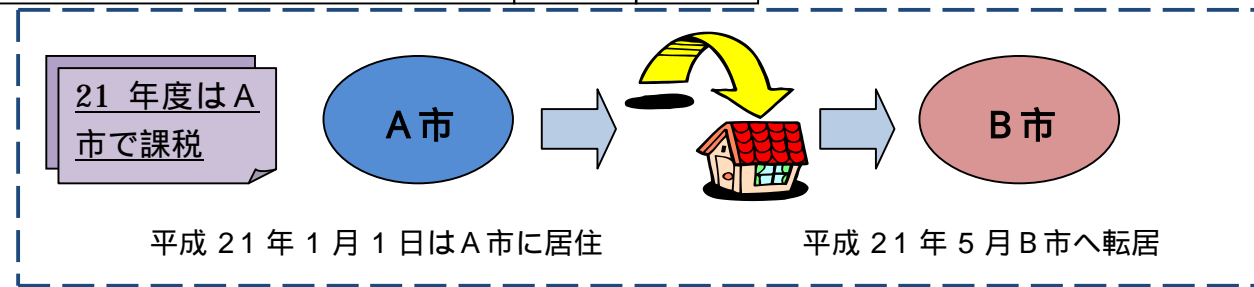
住民税 = 均等割(4,000円) + 所得割(所得に応じて納める)

- (注1) 所得割とは 課税所得金額(A) × 10% (市民税6% + 府民税4%) です。
- (注2) (A)の課税所得金額とは (前年の所得金額) - (所得控除額)です。
- (注3) 給与収入が100万円以下、または公的年金等の収入が65歳以上の人は155万円以下、65歳未満の人は105万円以下だと住民税は課税されません。
- (注4) 府民税は、京都府の税金ですが、納税義務者や課税所得金額などが市民税と同じであるため、京都市が市民税と合わせて課税及び徴収し、京都府へ払い込んでいます。

住民税を納めていただく方は、次のとおりです。

納税をされる方	納めるべき税	
	均等割	所得割
区内に住所がある方	○	○
区内に事務所、事業所又は家屋敷がある方でその区内に住所のない方	○	×

なお、その区内に住所があるかどうか、また、事務所などがあるかどうかは、その年の1月1日現在の状況で判断されます。下図の場合B市で課税されるのではなく、21年1月1日にお住いのA市で課税されることになります。



普通徴収による納付(個人で納付します)

通常は4期に分割して納付します。納期限は以下の通りです。

期別	第1期分	第2期分	第3期分	第4期分
納期	平成21年6月10日から 平成21年6月30日まで	平成21年8月1日から 平成21年8月31日まで	平成21年10月1日から 平成21年11月2日まで	平成22年1月1日から 平成22年2月1日まで

なお、市民税は一括で納付をすることも可能です。

その他、各種納付場所に直接赴かなくても口座振替による納税も可能です。

特別徴収による納付(給料等から天引きされます)

特別徴収とは、給与等の支払者(会社等)が、受給者に係る住民税を徴収し、納税義務者である受給者に代わって、徴収した税額を納付する制度です。通常はその年の6月から翌年の5月までの毎月の給与から12回にわたって徴収します。(給与所得以外の不動産所得等の収入がある方でも、確定申告時に「給料から天引き(特別徴収)」欄にチェックマークを付けられた方は、給与所得からその分の住民税を控除されることになります。)